

回覧

令和5年3月9日

各自治会長様

小清水町長 久保弘志

庁舎及び公共施設におけるマスク着用の取り扱いについて

平素より、町行政の推進にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用については、屋内では基本的に推奨するとしている現在の取り扱いを改め、個人の判断に委ねることを基本とする国の方針が示されました。

つきましては、役場庁舎及び公共施設（高齢者施設除く）において、3月13日より屋内外を問わずマスクの着用は求めないこととしますので、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

マスク着用については、個人の選択が尊重されますので、町民の皆さまにマスク着用の有無を各々にてご判断いただくため、裏面のリーフレットをご参照ください。

なお、3月13日以降も基本的な感染対策は有効ですので、手指衛生、換気等の励行を引き続きお願いするとともに、感染拡大時には、改めてマスクの一時的な着用をお願いする場面があり得ることを申し添えます。

お問い合わせ先

小清水町新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局 ☎ 62-4480（直通）

令和5年3月13日から マスク着用は、 個人の選択 が尊重されます

これからのコロナを
一緒に考えていくホ!



漫画で解説!
今後の感染対策について

周囲の方に、感染を広げないために
次の場面では**マスクを着用しましょう**



病院に行くとき



高齢者施設など
に行くとき



混雑した乗り物の中

かぜ症状のある方
かぜ症状のある
同居家族がいる方



やむを得ず外出する際は
マスクを着用

マスク着用が
効果的な方



重症化リスクの高い方
が混雑した場所へ行くとき

『ご自身』や『身近な人』を守るために、考えよう

※事業者の判断で、従業員や利用者がマスク着用を求められる場合があります。

様々な理由から、マスクを着用できない方も、
マスクを着用する必要がある方もいらっしゃいます。

『正しく理解し、思いやりのある行動を』

引き続き、基本的な感染対策のご協力をお願いします。

